

第百三十一回国会 衆議院 安全保障委員会 會議録 第三号

平成六年十月二十七日(木曜日)

午後四時開議

出席委員

委員長 近藤 豊君

理事 大野 功統君 理事 中谷 元君

理事 町村 信孝君 理事 山崎 拓君

理事 赤松 正雄君 理事 神田 厚君

理事 榑床 伸二君 理事 堀込 征雄君

理事 麻生 太郎君 理事 伊藤宗一郎君

理事 瓦 力君 理事 熊代 昭彦君

理事 栗原 裕康君 理事 齊藤斗志二君

理事 塩谷 立君 理事 七条 明君

理事 中川 秀直君 理事 中山 利生君

理事 中山 正暉君 理事 浜田 靖一君

理事 山口 俊一君 理事 愛知 和男君

理事 上田 勇君 理事 北川 正恭君

理事 高木 義明君 理事 東 順治君

理事 広野ただし君 理事 船田 元君

理事 松田 岩夫君 理事 山口那津男君

理事 山本 拓君 理事 渡辺浩一郎君

理事 石橋 大吉君 理事 大島 章宏君

理事 早川 勝君 理事 山元 勉君

理事 小沢 鋭仁君 理事 古堅 実吉君

理事 海江田万里君 理事 中村 力君

出席國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君

外務大臣 河野 洋平君

国防大臣 玉沢徳一郎君

(防衛庁長官)

出席政府委員

内閣官房内閣安 坪井 龍文君

全保障室長 津野 修君

内閣法制局第一 部長 秋山 收君

内閣法制局第二 部長

国際平和協力本 部事務局長 鈴木 勝也君

防衛庁参事官 小池 寛治君

防衛庁長官官房 長 三井 康有君

防衛庁防衛局長 村田 直昭君

防衛庁教育訓練 局長 佐藤 謙君

防衛施設庁長官 官 宝珠山 昇君

防衛施設庁総務 部長 栗 威之君

防衛施設庁施設 部長 小澤 毅君

防衛施設庁労働 部長 浦田作次郎君

防衛施設庁事務 部長 川島 裕君

防衛施設庁アジ 局長 時野谷 敦君

防衛施設庁北米 局長 外務省経済協力 局長 折田 正樹君

防衛施設庁外務 省条約局長 下尾 晃正君

防衛施設庁調査 室長

委員外の出席者

安全保障委員会 調査室長

委員の異動

十月二十六日

辞任 東中 光雄君

補欠選任 志位 和夫君

同日 辞任 志位 和夫君

補欠選任 東中 光雄君

同日 辞任 大島 理森君

補欠選任 七条 明君

同日 辞任 谷垣 禎一君

補欠選任 栗原 裕康君

同日 辞任 西銘 順治君

補欠選任 山口 俊一君

野田 実君 塩谷 立君

石井 一君 広野ただし君

高市 早苗君 山本 拓君

渡辺浩一郎君 高木 義明君

五島 正規君 山元 勉君

土肥 隆一君 大島 章宏君

東中 光雄君 古堅 実吉君

同日 辞任 栗原 裕康君

補欠選任 谷垣 禎一君

七条 明君 大島 理森君

山口 俊一君 西銘 順治君

高木 義明君 渡辺浩一郎君

広野ただし君 石井 一君

山本 拓君 高市 早苗君

大島 章宏君 土肥 隆一君

山元 勉君 五島 正規君

古堅 実吉君 東中 光雄君

本日の會議に付した案件

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十八回国会附法第一五号)

○近藤委員長 これより會議を開きます。

第百二十八回国会、内閣提出、自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山口那津男君。

○山口(那)委員 総理には、御多忙のところお越しいただきまして、ありがとうございます。短い時間ではありますが、ひとつ充実した議論をしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

そこで、まず初めに伺いますが、ザイールに自衛隊の部隊を派遣をいたしております。現在精力的に活動中であるとは伺っておりますが、これが十二月までの活動期間を一応実施計画で定めておるわけでありまして、現地の状況を見ますと、難民が大量にルワンダ本国へ帰還するということは現在のところ起こっていないようでありまして、これが短い期間にそういう行動が起こるといいうのも考えにくいわけですが、こうした傾向がずっとこの十二月いっぱいまで続いた場合に、現状に大きな変化がないままで、この部隊派遣をやめて終了させて帰国させる、こういうことは、せっかくのこの人道上の派遣という目的に照らして、国際社会から受け入れられるものかどうか、この点に私は疑念を抱いております。国連のPKO活動であるならば、これは国連のマンデートがありまして、その大枠の中で行動していきま

すから、先々の予定というのがある程度予測されるわけでありまして、このたびのこのようなUNHCRの要請に基づくこうした人道支援活動というのは、そうした見通しがなかなか立ちにくいというふうに思うわけがあります。

そうした中で、現状に大きな変化がなかった場合に、我が国の判断として、十二月に帰国をさせるおつもりかどうか、この点についての総理大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○村山内閣総理大臣 委員御指摘のように、この自衛隊のルワンダにおける難民の救援事業は十二月三十一日までというように基本計画で決めております。したがって、その期限が来れば当然引き揚げることになるわけでありまして、現地でなおかつ自衛隊が行っている業務が継続して必要であるというような事態もまた、これはあり得ようかと思っております。その場合には、要請のございました国連の難民高等弁務官の事務所と十分連絡をとりながら、そうした事業を行っておる関

係機関とも引き継ぎを行って、事後のことに支障のないようにしなければならぬというふうに考えています。

○山口(那)委員 次に伺いますが、総理は、就任直後の記者会見で、自衛隊の最高指揮監督権があるかどうか、こういう記者団の質問に対して、そういう指揮監督権がない、これは多分誤りでございしたんだと思いますが、しかしそういう発言をされたようであります。

しかし、こうした言動はやはり、自衛隊の最高指揮監督権、これは法律で、七条でちゃんと法定されているわけでありまして、余りにも無自覚、無責任な発言と、こう批判されても仕方がないと思います。多くの自衛隊の隊員、家族あるいは国民の注目される中でこのように発言について、私はこの総理の姿勢というものについて、いささか疑問を持っているわけですね。もはや観艦式にも行かれましたし、今度は観開式にも行かれるでしょうから、そういう自覚と責任感というものはもう疑いがないものと思いますが、その点、御決意を確認いたしておきます。いかがですか。

○村山内閣総理大臣 これはまた後で御質問があるかと思いますが、これまで社会党が自衛隊にとってまいりました方針を転換してまいりました。自衛隊は憲法上も承認されるということに方針を変えたわけでありまして、

したがって、そうした方針も踏まえた上で、私は、この自衛隊の最高指揮官としての責任も十分痛感しながら、自衛隊の諸君が政府の機関に対して信頼を持ちながらお互いにこの責務を遂行できるように、これからも万全の措置を講じていきたいというふうに考えています。

○山口(那)委員 そこで、自衛隊、かつて違憲という主張をされておって、最近合憲という御主張に変わられ、社会党という政党自体もこの方針を承認をしている、こういうふうに承知しております。

しかし、つい一年前は、社会党の月刊誌でも違憲という論調が張られておりましたし、また昨年

の十月四日、衆議院の予算委員会でも、当時の社会党委員長であった山花国務大臣が社会党出身の各閣僚が、自衛隊は違憲であるということを明言しておりました。そして、一年たつたたないかのうちににわかに、合憲である、こういう結論を出されたわけですね。これに対して、このたびの衆議院の予算委員会あるいは参議院の予算委員会でもたびたび議論になりました。総理のいろいろな御主張が出てきたわけですが、私には、この議事録等を拝見しておりますが、その論拠というものがよく理解できません。甚だ不明確、非論理的というふうに私は思うわけですね。

例えば、歯どめなき軍拡の懸念が消えたからというふうな発言のところがございますけれども、しかし十年前の自衛隊と比較してみまして、社会党の党大会で出された「平和への挑戦」という資料の中に、一九八二年と九三年を比較してみると防衛関係費は一・八倍になっておる、また防衛計画の大綱制定時と比べると大幅に戦力はアップしている、こういう費用と装備の内容、双方の面で大幅な充実というものを認識しているわけですね。にもかかわらず、昔と比べてこれだけアップしているにもかかわらず、昔は違憲で今は合憲だ、こういうのは非常にわかりにくいわけですね。

また、軍拡の傾向にあるものはいかぬ、軍縮の傾向に入ればこれは合憲である、こういう何か傾向、トレンドを見て違憲だ合憲だと判断するのは、これは憲法解釈としては余りにも不安定な解釈と言わざるを得ません。

さらに、総理は、イデオロギー抜きの憲法論、安保論の土台ができた、こういうこともおっしゃっておりますが、これは社会党が合憲だとおっしゃったのでそういう土台ができた、これは結果を述べているだけであって、合憲を根拠づける理由には何もないわけですね。

さらに、自衛力の存在を容認する国民意識が形成されてきている、こういうこともおっしゃっております。しかし、日米安保と自衛隊の相まった

防衛体制については、国民はもう十五年も前からこれを六割以上の人が容認している、こういう世論調査の結果がずっと継続しているわけですね。今にわかに、この一年で急速に変わったというものではありません。ですから、これも全く説得力がございません。

さらに、連立政権を担う立場で見解を変えた、こうおっしゃっておるようではありますが、これは昨年でも連立政権下で、社会党出身の委員長初め閣僚全部違憲だと主張しているわけですね。これが自民党と連立を組んだから合憲に変わるというのでは、これもまただれしも納得しないところであります。

したがって、総理が挙げられた、この内外情勢の変化で政策判断を変更した、こういう理由がいずれも合憲を基礎づける、合憲に変わった、こういう論拠としては全く説得力に乏しい、こう言わざるを得ないわけですね。この点について総理の御見解を改めて伺いたいと思います。

○村山内閣総理大臣 今委員御指摘になりましたように、社会党がこれまで自衛隊は違憲であるという立場をとってきたことはそのとおりであります。これは、米ソ超大国が対峙するという冷戦構造の中で、日本に対しても防衛力の強化というものが叫ばれておる。それで社会党は、平和憲法という憲法の理念を踏まえた上で、そうした防衛力は拡大されていく、二大国は対立していく、そういうことはもう憲法に沿わないものだという立場に立つて、非武装中立という立場を堅持し、掲げて、そして自衛隊は違憲だからこれ以上拡大してはいかぬ、反対だ、こういう立場をとり続けてきたことはもう御案内のとおりであります。

しかし、この冷戦構造が崩壊する、例えばベルリンの壁が取り払われて東西が統一するとか、あるいは東欧が平和と民主主義を求めて開放されるとか、あるいはソ連が崩壊するとか、そういう状況の大きな変化がございましたし、それからまたG7にロシアもテーブルに着く、話し合いができる、こういう国際情勢の大きな変化の中で、日本

の場合もやはりその変化を受け入れた形で物事を考える必要があるという、この情勢の変化に対応できるような政策の転換というものがあつた意味ではやはり必要ではないかというふうに考えてきたわけですね。

これは突然変わったのではなくて、そういう国際情勢の変化を反映して、党内ではもう自衛隊は合憲と認めるべきではないか、いやまだいかぬ、こういう議論がずっと続けられてきていたわけですね。きていた経過を踏まえて、たまたま社会党の首班内閣ができるというふうなことを契機にして、この際ひとつ踏み切ろうというので、これは若干、ルールの点からいいますと全然問題がなかったわけではなと思います。やはり党内で十分議論をして、そして党の方針を変えて、それからまた私が発言をする、こういう順序になればよかったんだと思いますけれども、しかし、そういうことが許されない客観的な情勢がございしたから、もうこれは私がまず決断をして踏み切ろう、それでもって党で議論していただいて、もしそれが否決された場合にはそれはやむを得ないことだし、できればひとつ了解してほしい、こういうことで九月三日の日に臨時大会を開いていただいて、その大会でまた議論をしていただいて、そして最終的に私が出した方針を受け入れる、こういう経過でありますから、その点はひとつそのように私は御理解をいただきたいと考えております。

○山口(那)委員 今総理がおっしゃったその経過とか内外情勢の変化のプロセスというのは、私もよく理解できます。そして、合憲に変わったその結論も、私は支持いたします。しかし依然として、なぜ違憲だったのが合憲になったのか、この自衛隊の実態等を見てこれはどういう憲法的論拠で合憲とするのかというところは、いまだによくわからないわけですね。何の理由もおっしゃってません。

そこで、参議院の先日行われた予算委員会の質

疑の中で、憲法の根拠を聞かれまして、総理は前文を根拠に出されました。しかし、憲法の前文というのは、その予算委員会でも内閣法制局長官もおっしゃられましたように、これは憲法の規範条文の解釈の指針となるものであって、これ自体は違憲、合憲を判断する規範そのものではない、こういうことを言っているわけですね。ですから、前文から直ちに合憲だ違憲だという結論を導くのはこれは余りにも乱暴な解釈でありますし、前文にはそういう規範的効力というものは無いというのがほぼ通説であります。法制局長官もそれを確認しておっしゃったわけでありまして、ですから総理が、前文の理念に基づいて違憲だ、こう言うのであれば、これは余りにも乱暴な憲法論、それも憲法の論議としては全く納得できない、説得力のないものであります。改めて、憲法上なぜ違憲であったのが合意になったのか、これを国民にわかるように説明していただきたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 今委員が指摘されましたように、法制局長官の見解を読みまして、憲法の前文というのは、憲法制定の由来、目的、制定者の決意などを宣言するために個々の条文の前に置かれるものであって、そこでは憲法の基本原理が述べられておるのが通常である、こう解釈していただけます。この憲法の基本原理というものを踏まえて考えた場合に、今のようないかなる国際情勢を反映した中における政府の自衛隊政策というのは、これはあくまでも憲法の理念に反するではないか、こういう意味で私どもは違憲という立場をとって、言ってきたわけですね。しかし、先ほど来申し上げておりますように、そうした状況の変化に対応して、自衛隊に対する政策の方針というものを考えるということはあり得ることだ、あつてもいいことだ、私はそういうふうな受けとめて解釈しておりますわけです。

○山口(那)委員 憲法の前文はあくまでも基本原理、基本理念でありまして、それに基づいて、そして具体的な条文をどう解釈をして、そして違憲という結論を導くか、こういうのが論理の筋立て

なんです。端的に言いますれば、自衛隊が合憲か違憲かというのは、やはり憲法九条の解釈にかかるところでありまして、総理がおっしゃるようには、前文の基本理念を踏まえて、そして憲法九条をどう解釈してきたのか、なぜ違憲だったのか、そしてなぜそれを合憲と基礎づけるのか、これを述べていただきたいと思ひます。——総理に聞いています。外務大臣ではございません。

○河野国務大臣 一言だけ申し上げたいと思ひますが、かつて自衛隊を違憲だと言ひ、現在合憲だと言ひる党が、私が見ているところ幾つかあるわけですね。社会党もその一つで、公明党もその一つだと思ひます。いずれも、なぜ違憲であつたか、なぜ合憲であつたかという点について、国民に説明をする必要があるだろうという山口議員の御質問は、私はそれはそれでよく理解ができません。しかし、いずれにせよ、どの部分が違憲であつたのか、どの部分が合憲であつたのか、それは、それはまず党内の議論の結果ではないかと私は思ひます。

私は、社会党と連立を組んでおります、パートナーでございます。私にとりまして、社会党がなぜ違憲だと言つたのか、それがなぜ合憲だと言つたのかという点については、私は議員がお尋ねのほどセンシティブにこの問題について考えておりません。私は、現在、自衛隊を合憲だと社会党が認め、その委員長がそれを明確にして、そして日本の国の安全について現状の状況の中で責任をお持ちになる、このことが一番重要なことなのではないかと、この点に私は考えております。

○山口(那)委員 総理、いかがですか。

○村山内閣総理大臣 先ほど来申し上げておりますように、私がわざわざ憲法の前文を引用いたしましたのは、憲法全体を貫いておる平和の理念というものを踏まえた場合に、米ソが対立するといふ状況の中で日本の置かれておる立場を考えた場合に、一方に加担をして軍拡を進めていくこととす

に反するではないか、こういう立場を堅持して私どもは運動を展開してきたわけですね。しかし、今先ほど来申し上げておりますように、そうした情勢の変化というものを受けて、そして、今国民の自衛隊に対する認識の度合いというものも歴史の過程の中では徐々に変わつてきているわけですから、変わつてくる現実というものを踏まえた上で社会党が自衛隊に対する政策の方針というものを考えたわけですから、憲法の解釈を変えたわけではないんです。そのように私は御理解をいただきたいと思ひます。

○山口(那)委員 わかりやすく言いますと、物差しとそれを測る対象と二つあるわけですね。そして、憲法というのは物差しに当たるわけですね。自衛隊の実態等は、これはその物差しでは測る対象なんです。総理がおっしゃっているのは、対象の変化を言っているのか物差しの変化を言っているのか、はっきりわかりません。私は、総理が物差しの変化を言つて合憲だ、こう言うのなら論理的に理解できるわけですが、去年とことしと比べて、その物差しでは測る対象が合憲か違憲に百八十度変化するのは大きな変化があつたとは到底思ひえないわけですね。ですから、この一年間の転換を考えたときに、その物差しは測る対象が変わつたという論議は到底説得力がない、こう思ふわけでありまして、社会党の物差しというのは、総理の物差しというのは一体何なんですか。

○村山内閣総理大臣 先ほど来申し上げておりますように、平和憲法を貫いておる平和の理念というものはきちつと一貫してあるわけですね。この平和の理念というものを踏まえた上で、国際情勢全体の中に置かれておる自衛隊というものの存在、あるいは当時の政府の防衛政策というものの等々を考えた場合に、これはやはり憲法の理念に反するといふ立場に立つて私どもは反対し、抵抗してきたんです。しかし、その自衛隊あるいは防衛、安全保障といったものを取り巻く情勢がうんと変わつてきたわけですから、変わつてきたものに

に対して、一貫して同じ方針をとつて同じ政策をとるといふことは私は誤りではないか。やはり政策というものは、そのときの置かれておる客観情勢やいろいろな情勢の変化に対応して、一番的確な、適正な方針を出していくことが政策であつて、そういう意味における政策の方針の転換を私は行つたんです、こう申し上げているわけですから、そのように御理解をいただきたいというふう

○山口(那)委員 全く私の質問に答えていらつしやらない。到底納得できない話です。答弁がないのと同じです。私は、その物差しというのは何ですか、社会党の憲法の理念とか解釈とかいふそういう物差しが何ですかというのを伺つておるのに、何ら答えられない答えが出てこない。これじゃ質問できませんよ。もっと誠実に答えてください。国民だつてわかりませんよ、これでは。

○村山内閣総理大臣 私は誠実に答えているつもりですけれども。

政策の方針を決める場合、政策を決める場合、やはり一つの理念がありまして、その理念に基づいてどういふ政策をとることが一番いいのかという判断をする場合に、その置かれておる客観的な情勢というものを抜きにして私は判断はあり得ないと思ふのです。ですから、そういう情勢の変化を十分受け入れた立場で自衛隊というのに対しての見解の方針を変えたというふうに申し上げているわけですから、私はそれ以外に申し上げようがないのじゃないか、もう私は思ったまま率直に申し上げておりますから、そのように御理解をお願いいたします。

○山口(那)委員 情勢の変化というものは、物差しに当てるその対象の変化のことをいっているのですよ、総理。混同しているんじゃないんですか。だから、総理の物差しというのは何なのかというところ、憲法の規範、理念というのは何なのかというところを全然答弁されてないじゃないですか。理念に基づいてと所与のもののおつしやる理念

というのは何なのか、憲法の基準というのは何なのかということが全然答弁されていないじゃないですか。

これじゃ質問を続けられませんか。委員長、しっかり正確な答弁を促してください。

○村山内閣総理大臣 いやいや、何度質問されても、それは私は同じ答弁しかできないわけですけども、前文をわざわざ私が紹介申し上げましたのは、この平和憲法を持つ根幹というのは、一つはやはり平和であり、一つは民主主義であり、一つはやはり人権を尊重する、こういう柱がちゃんと完全にありますね。その中で一貫して憲法の理念を貫いているものはこれは平和である、こういう憲法の平和の理念を踏まえて、あの当時の米ソが対立するといった冷戦構造の中で、一方に加担をして日本の軍拡が進められていくというような政策の遂行は、これは憲法の理念に反するという立場に立つて私どもは抵抗し、その反対運動をやってきたわけです。しかし、そうした憲法を取り巻く、あるいは自衛隊を取り巻く、日本の国を取り巻く客観的な情勢というものが大きく変わってきたわけですから、変わってきた情勢を踏まえて党の自衛隊に対する政策の方針を変えた。ですから、私はもうありのまま率直に見解を申し上げているのでありまして、そのまま受けとめていただきたいというふうに思います。

○山口(那)委員 社会党は、かつて長沼裁判に対する見解として、党の中央本部で、正しい憲法解釈をしている、こう評価をいたしました。この長沼判決では、自衛隊は戦力に当たる、憲法九条の戦力に当たる、こういう結論で違憲判断をしたわけですね。社会党は、これが正しい憲法解釈である、こういうふうには言ったわけですね。当時の自衛隊の姿と今の自衛隊の姿は格段に違っておりまして。社会党の評価によれば、これは大幅な戦力アップである、こうおっしゃるわけですね。この現在の自衛隊が、当時の社会党の見解に照らして戦力ではないとおっしゃるのですか。

○村山内閣総理大臣 私は、先般の予算委員会でも

も答弁申し上げましたが、戦後、日本国民の間に、文民統制とかあるいは専守防衛とか徴兵制の不採用、自衛隊の海外派兵の禁止、集団的自衛権の不行使、非核三原則の遵守、武器輸出の禁止などの原則が確立されたこと、そして必要最小限の自衛力の存在を容認するという穏健でバランスのとれた国民意識が定着してきたこと等々を背景にして、自衛隊に対する党の方針を変えたわけですから、今裁判の判決に対する党の見解が述べられておりましてけれども、それぞれの解釈はあろうかと思えますけれども、私は党の委員長として、今回とった考え方、方針の変更等について責任を持って答弁をしているわけですから、そのことを受けとめて御理解をいただきたいというふうに思います。

○山口(那)委員 社会党の憲法判断の結論の違いというものは党内の手続で三分の一以上の反対がありながら、この合意という結論を是認したわけですね、今度の党大会で。しかし、普通、憲法改正あるいはその憲法の規範を変えるためには、改正の手続では、総議員の三分の二以上の賛成、こういう重い手続がとられているわけですね。短い間に、しかも憲法よりも軽い手続で、党内に準じて当てはめれば、そういう軽い手続でこの憲法の結論というものを変えてしまふ、これは余りにも民主主義的なルールにのっとっていない暴挙と言わざるを得ないのじゃないですか。

この点、総理はどう認識していられっしゃいますか。
○村山内閣総理大臣 先ほど来申し上げておりますように、この問題はもう随分長い期間、党内では論争が繰り返されてきているわけですよ。そういう論争の経過を踏まえた上で、たまたま私が首班になるという、こういう状況の変化もございましてから、もうこれは私はやはり踏み切らざるを得ないという踏み切った上で、党の方にこの問題についてはひとつ十分議論してほしいと言ってお願ひして、大会を開いて、その大会の中で議論をして、党内の規則に基づいて採決をし、決めら

れたことなんです。これは私はやはり、一貫してずっと運動してきた経過がありますから、そう簡単に右から左に、ああそうかといって、なかなか受け入れられるものではなかったということは十分踏まえておられますけれども、しかし、一応党の運営のルールに基づいて決められたことでありますから、これは私はやむを得ないことだった。時間をかけてさらに了解してもらえない方々には説得を図って、経過の中で国民の皆さんにも御理解をいただく必要がある、こういうふうは今考えております。

○山口(那)委員 いまだに総理の合意の理論的な根拠、憲法解釈の規範の理解の仕方というのは全く説得力を欠き、納得がいきません。

それはそれとして、時間が限られておりますので、北朝鮮の問題に移ります。

先ごろ米朝合意がなされたわけでありましたが、この合意のなされる前に、外務大臣は「核疑惑が完全に払拭される必要がある」という予算委員会述べられております。そして、その前提として、「NPTへの完全復帰であり、IAEAの特別査察を含むすべての核疑惑を払拭する、完全に払拭するための作業、そしてそれは過去にきかのばって行われなければならない、こういったことが保証をされるということが何より前提だ」、こうおっしゃっているわけですね。今回の合意はこのような前提をすべて満たしている、こうお考えですか。

私が端的に聞きたいのは、日本が支援をするわけでありまして、支援の前提として単なる約束ではならぬと思うのです。私は、こういうNPTへの復帰とか、あるいは核疑惑が完全に払拭されるための特別査察とか、核兵器を今後持たない、そして既に開発されたものになるようなものがあれば、これが全部撤去されなければならぬ、こういうことが確実にならなければ支援をすべきでない、こう思うわけでありまして。これが米朝合意できちんと保証されている、こうお考えですか。

○河野国務大臣 私は、今回の米朝両国間による話し合いによる合意というものを評価したいと思ひます。我々は、極めて近い朝鮮半島の地域に核疑惑というものがあろうことに対して重大な懸念を持っておりました。もし、この懸念が事実であつて、黒鉛減速炉が、言われるように現在五メガワットの黒鉛減速炉でございまして、これが稼働をし、さらに建設中のものがそのまま完成をして稼働する状況になるという状態を考えますと、これを未然に防ぐということは何より大事なことであります。

今回の米朝協議の合意は、過去、現在、未来にわたつてこうした不安を払拭するための、現在考え得る最もいい合意ではなかったかというふうには私は考えているところでございます。

○山口(那)委員 総理は、この合意で核疑惑が完全に払拭される、こういう御認識をお持ちでしょうか。

○村山内閣総理大臣 この問題解決への重要な第一歩であつたというふうには私は受けとめていますから、この合意に基づいてこれからやはり誠実に履行していただくことが大事ではないかというふうには考えております。

○山口(那)委員 誠実に履行させるためには、これは合意の当事者ではない日本は、支援をどういう枠組みでやっていくかというところの兼ね合いだろうと思うのです。これをぜひ慎重にやっていたいただきたいと思うのですが、そこで、日朝国交正常化交渉というのが今後行われなければならないと思うのです。

外務大臣に伺いますが、この正常化交渉の見通し、現在与党という政党の代表団でこの突破口を開こう、こういう動きもあるようでありまして、外務大臣の立場として、この正常化交渉の展開をどうされるおつもりか、そして、この米朝合意における軽水炉支援の問題をこの正常化交渉とどういう関係に位置づけるか、こういうことについてあわせて御答弁いただきたいと思ひます。
○河野国務大臣 御質問が多岐にわたっておりま

ただ考えなければならぬことは、日朝関係を考へていく上で、日朝二国間の不正常な状況というものをどう改善するかという側面と、それかから国際社会の中における平和とか安定とかという、つまり国際的にこの問題を見るといふ側面と、二つがあると思います。それから、さらにもう一つ忘れてならないのは、我々が価値観を共有する韓国との関係でございます。日韓関係というものも大事にしながら、つまり韓国にこの問題に対する理解というものを求めながら考へていくと

○村山内閣総理大臣 安條条約上この事前協議の対象となる事項は、我が国から行われる戦闘作戦行動のための基地としてこの日本国の施設、区域が使用される場合ということになっております。今お話のございましたような海上封鎖は、そも

いか、私はそういうふうに思いますけれども、しかし、一般論としてあえて申し上げますのならば、そういう事態になった場合には、仮に国連が経済制裁の決議をやった、こうした場合に日本がこれに対してどう対応するかということにつきましては、日本も国連に入っておる立場上、憲法の許容する範囲内のできるだけの協力しなければ

民党さん、公明党さんと一緒になって自衛隊法の一部改正に賛成をした立場がございます。しかし私は、社会党さんの意向を十分尊重しながら、ぜひこの問題は党利党略でなくて国家国民のために早く法案を通そう、こういう努力をさせていたいただいたことを私は今新たに思い出します。総理もそのお話は聞いておったと思うのですが、しかしどうしたことが、社会党さんは動かない。動かなかった。一体これはどういうことと思っておりますか。

○村山内閣総理大臣 私、この委員会でも自衛隊法の一部改正案がどういう審議をされ、どういう経過をたどってきたかということについては、それなりに承っております。けれども、この自衛隊法改正案が提出された当時、やはり国民の中には反対、賛成の声があつて反映されておった。これは、やっぱり自衛隊がそのまゝ出動することについては憲法上問題があるのではないかと、いろいろな解釈もございまして、いろいろな意見が対立しておったということも聞いております。

したがって、そういうことも踏まえた上で、連立政権の内部で、これはまあ旧連立政権ですけれども、議論が十分行われて、そして今ここに提案されているような法案に中身が修正をされて、そして上程をされておる。この案に対しては、社会党は異議がなく賛成しておる、こういう立場をとってきておるといふふうに私は理解をいたしております。

○高木(義)委員 当時、この問題は慎重にしなければならぬと、社会党さんの内部の議論は私は知る由もありませんけれども、今この法案を国会で審議をして決めていくならば北朝鮮に刺激を与える、だからこれは今はいけない、こういうことも私は記憶しておりますが、どう情勢が変わつたのでしょうか。そのときは私はそれは詭弁だと思つておりましたけれども、今の情勢と当時の情勢、そう変わっていない。そういうことで、この法案の成立に非常に後ろ向きだった。私は残念に思つ

のですよ。どういふ議論がなされたのでしょうか。

○河野国務大臣 私の記憶いたしておりますところによれば、かつて社会党が政府案の中でのいろいろと発言をし、気を使われた点は、安全のためにより慎重でなければならぬ、それからもう一つは、とにかく政府専用機を使うということにできる限り限定をするという二点。つまり、自衛隊機は余り使わぬという点に非常に強い指摘があつたといふふうに私は理解しております。

○高木(義)委員 副総理がお答えでございましたから、自民党さんは、この案では臨機な対応はできない、747だけではだめなんだ、やっぱり状況によつては、まあ山崎先生もおられますけれども、状況によつては自衛隊機も使わざるを得ない、だから機動的な法律でなければならぬといつて、私も大まか御指導をいただいたのです。ところが、今それぞれ、総理も自民党の総裁である副総理もそのときは全く変わつておる。私は、なぜあのときにこういう私たちが努力をしたことに對して協調してくれなかつたんだらうか、残念に思つておりますが、その辺、総理、御所見をいたしたいと思ひます。

○河野国務大臣 申しわけありません、私から答弁をさせていただきます。

過去にいろいろないきさつがあつたということ、議員御指摘のとおりだと思ひます。ただ、私どもといたしましては、さまざまな議論はあつたとしても、少なくともこの法案、きょうまでここで議論をしていくわけですが、でき得る限り早く成立をすることが重要ではないかといふふうに思つておるわけがございまして、それぞれが自分の主張がベストだと思つて提案をいたしておるわけですね。

かつて、我々自民党も、御指摘のような案をベスと考へて提案をした時期がございました。しかし、残念ながらそのときには成立に至りませんでした。今ここで多数の合意ができて成立させていただけるものなら、やはりこの邦人救出とい

ますか邦人輸送の問題は、いつまでたつても法律案の審議が続いているということよりは、もう成立をさせていただいて、何かあれば邦人の安全な輸送のために行動ができる、そういう状況を一日も早くつくらせていただきたい、こう考えております。

○高木(義)委員 総理、その点御所見いただきま

す。

○村山内閣総理大臣 先ほど来申し上げておりますように、この自衛隊法の一部改正案が上程された場合には、自衛隊の海外出動に道を開くのではないかと国民の心配される声もありました。同時に、機種が、これは特定の機種が選定されておつたわけじゃないから、戦闘機まで出動されるようなことになるのではないかと、こういうような心配、不安が国民の中にあつたわけですね。そういう声を払拭して、そして国民的な合意を得るためにはやはりそれなりの議論をする必要があるといふので、旧連立政権の内部でも長い時間をかけた議論がされたといひますけれども、そういう議論の末に一定の合意点を見出した結果、今提案をされて御審議をいただいている法案になつておるといふふうに聞いておりますから、したがって、この法案は、先ほど外務大臣もお話のございましたように、一日も早く慎重な審議の上成立をさせていただくことがいいのではないかと、ぜひお願いを申し上げたい、こういう気持ちであります。

○高木(義)委員 時間が参りましたからもうお尋ねをいたしません、やはり総理、国の安全保障、国民の命と財産を守るといふ大変崇高な政治課題、決してこの問題に党利党略を絡めてはいかぬと思ひます。私は、そういうこの法案の今までのいきさつを見てみると、まさにそこに責任ある政治、そういうものが国民から求められておると思つております。どうかひとつ今後そういう立場に立つて、国の安全保障の問題あるいは緊急立法の問題等については、前向きに積極的に御検討いただきたいと思います。要望いたします、終わります。

○近藤委員長 古堅実吉君。

○古堅委員 この自衛隊法の一部改正案は、日本国憲法の平和原則を守るかどうか、そのことが問われる重大問題を含んでいます。

それで、総理にお尋ねいたします。

一九五四年六月二日に参議院本会議は、「自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議」を採択いたしました。それは、「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わな

いことを、茲に更めて確認する。」と述べています。これは、御存じのように、羽生三七さんなど社会党議員が共同提案者となつたもので、そういう立場からも総理に明確な御見解を求めたいのですが、総理はこの参議院決議を尊重されますか、されませんか、その点についてお聞かせください。

○村山内閣総理大臣 これはもう参議院のみならず、衆議院の場合でも、国会の決議は尊重されなければならぬといふふうに思ひます。

ただ、今般の自衛隊法の一部改正案というのは、外務大臣から依頼を受けて、在外邦人の生命の保護を要する場合にその輸送を行おうといふものであります。同時に、政府専用機を使うといふことまで明記してつくられておるわけですね。今委員が読み上げられました参議院の決議を見ましても、「国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、こ

ういふことを書いて、そして「海外出動はこれを行わないこと」、「こ

か保全をしようというために輸送するという役割は、この決議には反していないというふうに私は考えています。

○古堅委員 参議院決議を尊重されるというのであれば、自衛隊の出動となるようなこういうことを強行できないという立場をとらなければならぬのであります。今おっしゃったような内容というのは、これまで自民党政府がそういう出動を広げていくこととずっと言い続けてきた見解にほかなりません。

一九九〇年十月十九日の予算委員会、この参議院決議を引き合いに出して、現在の山口鶴男総務庁長官が政府を厳しく追及しております。これは、この参議院の決議というのは派兵も派遣も含めて出動させられないのだという意味で理解すべきものではないか、こういう立場からの追及なのであります。これは、当時の社会党の見解であったことは申すまでもありません。総理は、政権についたからということでそういう見解を変えろというお考えなのですか。

○村山内閣総理大臣 いや、政権についたから、つかないからというのではなく、先ほど来申し上げておりますように、今御審議をいただいておりますこの自衛隊法の一部改正案というのは、社会党も入って合意をしてくくり上げた法案なのであります。そのことを私は前提として、十分皆様方に御理解をいただきたいと思うのです。

それから、私は、今参議院の決議、これは何年ですか、昭和二十九年ですね、昭和二十九年当時、こういう邦人の救出のために輸送機が派遣されるというようなことが想定されておったかどうかということもやはり問題ではないかと私は思うのです。恐らくその当時は、こんなことは想定されておらなかったと思います。同時に、先ほど来申し上げておりますように、社会党が今出している法案、中身を修正して、これは自衛隊の海外出動につながる道を開くのではないかと、あるいはまた救出という名目で戦闘機まで出ていくようなことになるのではないかとといったような国民のや

はり危惧と不安がある、そういう危惧と不安を払拭して、そして、どこから解釈してみても国民的な合意を得られるようにするためには、やはり安全が確保されるのか、あるいはまた自衛隊機でなく政府専用機が派遣される、どうしても空港が使えない、行けないといったような場合に戦闘機でなく輸送機が参加するといったようなこととまず前段で確認をして、そして今度のこの法案の審議を皆さん方にお願ひしておるわけですから、そういう点もよく御理解を賜って、私は国民的な合意も得られるものだというふうに思っております。

○古堅委員 今述べられておることも、従来社会党が追及してきた、自民党政府時代言われてきたような主張なのです。社会党の議員も含めて共同提案されておった、そういう参議院決議をこのような形でねじ曲げていって、それに対して尊重をするのだと言いながら、実際には真正面から踏みこむ、そういう態度というのは無責任と申さねばなりません。憲法と国会決議がある限り、今回言われているような邦人救出も、自衛隊ではなしに、外交折衝による安全確保、情報の早期収集と周知徹底、いち早い引き揚げ指導を行う、そういう立場で邦人保護に徹すべき問題だ、そういうふうにご考えます。

それでは、もう一点お尋ねします。総理は十月五日の本会議で、憲法が禁ずる武力の行使の範囲は何かという質問に対して、「武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣する、いわゆる海外派兵を行うこと」というふうに述べています。この見解は、自民党政府が生み出した自衛隊海外派兵を合理化する、そういう立場から言われてきたものです。そこで、改めて総理にお聞きしたいのですが、武力行使の目的を持たなければ武装部隊の海外派遣は合憲だということが総理の見解なのかどうか、確かめたい。

○村山内閣総理大臣 これは従来から政府がとってきている解釈でもあると思いますけれども、意

法が禁止している武力の行使の具体的内容について若干申し上げますと、いわゆる集団的自衛権の行使、すなわち日本の国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自分の国、日本の国に対する直接攻撃とみなして、そして実力をもってそれを阻止するというのは、これは集団的自衛権と言われているわけですが、これは集団的自衛権は憲法に反するといふふうに解釈をいたしておりますから、これは許されません。

もう一つは、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣する、これは、いわゆる海外派兵は一般的に自衛のための必要最小限度を超えるものでありますから、これも憲法では許されないといふふうに私は思っております。

それから、先般の湾岸戦争のときに派遣されたような多国軍、これに日本の自衛隊が参加するということも我が国の憲法上は許されないことであるといふふうに思っております。

言うならば、そうした戦闘行為につながるようなものに対しては、協力するということについては、これは憲法上は許されません。しかし、今度のルワンダに自衛隊が派遣されたような人道上の救援活動というのは、これは憲法上許されることだといふふうに考えておりますから、そこはやはりあくまでもはっきり区別をして判断する必要があります。あるのではないかと一応に思っています。

○古堅委員 時間がありませんので最後に念を押してお聞きしますが、国連憲章と憲法の違いと申しますか、国連憲章は、武力による威嚇または武力の行使を禁まなければならないといふふうに禁止しながらも、その第七章の軍事制裁や自衛権あるいは安保理の制裁出動に伴う武力行使を認めています。それに対して憲法は、戦争を放棄し、武力行使の目的を禁止するだけではなしに、武力行使につながる行為を禁止してあります。武力行使の目的を持たなくとも、武装部隊の行為が武力行使と結びつくものは違憲だといふふうに解

釈するのが憲法を守る立場からの当然のことではないか、こう考えますが、念を押して総理の見解を伺いたい。

○河野国務大臣 御指摘の問題は、我が国が国連に加盟する際にも議論になったところだと思いますが、そうしたことに憲法との矛盾はないという判断に基づいて我が国は国連に参加を、国連に加盟をいたしているところでございます。

○古堅委員 総理、問いにずばりお答えください。

○村山内閣総理大臣 これはもう、外務大臣が今申し上げたとおりであります。

○古堅委員 終わります。

○近藤委員長 海江田万里君。

○海江田委員 私は、持ち時間が五分でありますので、手短かに質問させていただきます。

村山総理は先日、海上自衛隊の観艦式にお出ましになりました。それから、今度三十日には自衛隊の観艦式に出られる予定だと思っておりますが、総理になられて自衛隊の幹部の方あるいは一般隊員の方とおつき合いが多くなったと思っております。恐らくこれまでほとんどおつき合いをされていなかったのではないかと思います。そして自衛隊の方たちとおつき合いをして、総理自身の気持ちの中で自衛隊観に変化が起きたのかどうか。これは頼もしい存在だと思いませんか、あるいは相変わらずこれはなかなか油断のならない存在だと思っておられるのか、率直な総理の心のうちをお聞かせいただきたいと思っております。

○村山内閣総理大臣 先般観艦式に行ったのも、御案内のとおり初めてのことで、三十日には観艦式に行きたいといふふうに私は思っています。

自衛隊が、やはり先ほど来議論がありますように、日本国の平和憲法のもとにおける自衛隊という存在を十分理解した上で、秩序ある整然とした行動をとられておることについては、むしろ私は敬意を表したいというぐらいの気持ちでありますし、同時に、そうした自衛隊の諸君が安

心をして、しかも政府を信頼して日常の業務に携わってもらえるようなそういう状況をつくっていくことも大事なことだなというように感じています。

○海江田委員 栄誉礼を受けておられるのを見ておりまして、何となく気恥ずかしいような気がしております。何となく気恥ずかしいような気がしております。

○村山内閣総理大臣 まあ若干照れた感じもありまして、何か一言お聞かせください。

○海江田委員 自衛隊はことし四十周年ですが、これはもう歴史的な事実でありますけれども、自衛隊の誕生は朝鮮半島の情勢と無縁ではないわけですね。まさに朝鮮半島の情勢から自衛隊が誕生したというわけだろと思うんですが、そういう意味では、日本の安全保障の一番の心なめは朝鮮半島の問題、朝鮮半島でどういう平和の状況をつくっていくのかということだろと思うんですが、私は、今回の朝鮮半島の核の疑惑の問題を見ていて、本来ならば日本が一番そういう意味では主導的なあるいは主體的な役割を果たさなければいけなかったと思うんですが、そういう意味において、若干日本の主導的な役割、主體的な役割というところに欠けたのではないだろうかという感想を持っております。総理の率直な御意見、感想をお聞かせいただきたいと思います。

○村山内閣総理大臣 これは、私はあらゆる場面で申し上げているわけでありまして、朝鮮半島が二つに分割されて現状のような姿にあることは、これはやはり長い歴史の中で日本にも責任があることだということを十分踏まえておく必要がある、私はそう思っています。

ただ、残念ながらまだ日朝の間には国交が回復されていないわけですから、したがって政府間同

士の話というのは、一応窓口は開かれましたけれども今は中断された格好になっておる。したがって、そうした条件の中で、日本の国がイニシアチブをとって平和的に解決される道筋をつけていくということがなかなかできにくい環境にあったというところは、もう十分御理解をいただけたと思うのです。

したがって、米朝会談がずっと行われる中でも、可能な限り平和的に話がつけられるような方向に側面的に協力していこうという意味では、韓国や中国とも十分連携をとりながらそういう役割を果たして、そして、いずれ日朝会談もやらなきやならぬ時期が来るわけですから、今前段に申し上げましたような立場を踏まえた上で、やはり誠意を持って、朝鮮半島全体の平和、アジア全体の平和のためにこれは大事なことで、ふいに踏まえて取り組んでいくことが必要ではないかというふうに私は思っています。

○海江田委員 もう最後にしますが、今、日朝の国交回復の問題が出ましたが、米朝会談の一応の妥協、妥結ということで、日本としてはやはり国交回復にさらに歩みを進めたいという積極的な姿勢をお持ちかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○河野国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたが、我が国が、戦争が終わってから不正常的な状況で残されている数少ない地域でございます。こうした不正常的な状況は解消されることが当然重要だと考えております。

○海江田委員 終わります。ありがとうございます。

○近藤委員長 小沢鋭仁君。

○小沢(鋭)委員 新党さきがけの小沢鋭仁でございます。自衛隊法の一部を改正する法律案に関しまして、幾つか総理大臣並びに関係大臣に御質問をさせていただきます。

この件に関しましては、大変長い時間が成立までにかかりました。先般の私の質問でも申し上げましたが、法案提出から約二年、その前に、いわ

ゆる政府専用機の保有ということを考えますと、一九八七年だったと思います。そこから約七年ほどかかってきたわけでございます。そういった中において、海外で我が国のために働いていらっしゃる邦人の皆さん、あるいはまたいろんな社会活動をしていただいている皆さん方、そういった皆さん方を、ある意味ではしっかりと最小限の国としての責務としてやらなければいけないことが、長い時間がかかってなかなかうまくいかなかった。そういった点においては、私は、ある意味ではこの邦人救出というのは国家としての最小限の責務、義務だと考えておるものですが、そういった意味では時間がかかったことは残念だったと率直に感じると同時に、しかしそういう大事な仕事でありますから、これを一日も早く仕上げて、そしてこれを迅速に、本当に機動的に活用していただきたいと思います。

その点におきまして、改めて総理の御決意をお聞かせいただきたいと思います。

○村山内閣総理大臣 今委員御指摘にございまして、これはいつ起こるかかわからないような緊急事態に備えてのことでありまして、したがって、そうした事態が起こらないことがもちろん大事なことでありまして、先ほど来御意見もありましたように、十分ひとつ情報の収集も行っておりまして、そういう事態が起こる以前にやはり邦人を移動させるとかいうようなことも大事なことでありますけれども、しかし、予期しない、想定できない突発的なことだとしてあり得るわけですから、そうした事態に備えて、一日も早く、御審議の上成立をさせていただきたいと思っております。仮に法が成立されたら、有効に活用できるように運用を十分考えていきたいというふうに思っています。

○小沢(鋭)委員 ぜひともそうした決意を持ってお取り組みをいただきたいとお願いを申し上げるわけでありまして、同時に、今回のこのケースは邦人救出であります。しかし現在のように国際化している時代においては、こうした国際的救援活動といったもの

を逆にもう少し幅広く考えますと、ある意味では、日本だけで、一国だけでいいのかという議論にもなってしまうが、ちだと思ふものですか、やや少し視点を広げていただいて、国際的な救援活動といった点につきまして御質問をさせていただきます。

現在ルワンダで活動がなされておりますが、そういった今までの国際的な救援活動、救出とか、そういったものに對してこれまで政府はどのようなお取り組みになってきたか、外務大臣、お教えいただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 昭和六十二年に国際緊急援助隊法というものができまして、この国際緊急援助隊法に基づきまして今日まで相当多数の活動が繰り広げられております。

お許しをいただければ若干御披露をしたいと思ひますが、六十二年から今日まで三十一回、この国際緊急援助隊は活動をしていただいているわけでございます。例えばベネズエラの洪水あるいはバヌアツのサイクロンを初めとしたしまして、干ばつとか洪水、ハリケーン、地震あるいは難民の疾病、こういった問題に對して国際緊急援助隊は活動をしていただいております。中には、原油の流出事故に對する対応でございますとか避難民、津波、あるいはビル倒壊、こういった問題から多くの人を救出する、そういったために活動いたしました。そして、この中身も、警察庁を初めといたしまして、地方自治体を含めて延べ三百人を超える人たちが活動をしていただいております。

議員御指摘のように、現在ザイルでルワンダの難民救援活動を展開いたしておりますが、こうした国際貢献は我々としても積極的にやっております。べきである、こう考えております。

○小沢(鋭)委員 今御披露があったわけですが、いわゆる安全保障の分野、これは私の分類でありますけれども、幅広くに安全保障を考えますと、いわゆる人道的な視点からの救援活動、これがベースにあつて、それから二番目にPKO、それから三番目に紛争そのものの対応、この三つ

イブあるのかなというふうには私は感じておるわけでありませう。

PKOというのは、もう言わずもがな、紛争後の処理の問題、対応だということに私は考えるわけでありまして、そして先般この委員会でも質問させていただいた国連軍等の問題は、まさに紛争そのものの対応ということでありませう。そういったPKO並びに紛争そのものの対応は、今後この委員会でも議論を深めさせていただきたいと思っておりますが、今その第一番目の人道的な救援活動、これは今河野外務大臣からお話をいただきましたが、これはもう本当に平和を守っていく、あるいは平和を構築していく、平和を創造していく、そういった意味で、国民の皆さんだれもが支持をいただける内容だと私は思うわけでありませう。我が国は、まずそういったところにしっかりとした貢献をしていくということが極めて重要だと私は思うものですから、こうした質問をさせていただいたところでごさいます。

これに關しまして、一点御披露をさせていただきます。

といいますのは、今回のいわゆる邦人救出、飛行機という輸送手段が問題になりました。そういった観点で私が知り得ている話の中で、飛行機を使つたいわゆる空飛ぶ病院と呼ばれている例がございます。これはアメリカで行われておりますオービスプロジェクトと呼ばれるものでありますけれども、一九八二年から行われておりまして、いわゆる眼科のための手術施設等を全部飛行機の中に組み込んでございまして、眼科の手術でございませうから、余り大きな器具やなんかはきつと要らないんだらうと思ひます。それを飛行機の中に組み込んであつて、そして発展途上国の方へ飛んでいく。発展途上国は、眼科の手術といつたような話はなかなかできない地域がある。そのところに飛行機という輸送手段を、まさに現代的な輸送手段を大いに活用してそちらの方に行つて、いわゆる目を、視力をまさに与えている、プレゼントをしているわけでありませう。

私は、今回の輸送機の問題がいろいろあつたときに、見方としてそういった使い方、そういったことも考えたいんじゃないかと思ひながら聞かせていただいたわけでありませう。これは単なる例でございませうけれども、そういった知恵を出しながら、しっかりと国際貢献活動をやつていくことが我が国にとつて大事だということに思ひます。そのことから、現在、そこにおけますいわゆる、具体的にどうするということではなくて結構でございませうが、総理の御決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 けさ、ある世論調査の結果を見ましたら、ルワンダに自衛隊が派遣されておるといふことに対して、よかつたという支持者の数が圧倒的に多かつたという調査を見ておりますけれども、これから、今委員が指摘されましたようなそういう人命の救援とか難民の救援とか人道上の問題については、私は、やはりこれは日本の国の役割として積極的に取り組んでいく必要があるんじゃないかと思ひます。これまでの経験も踏まえて、より効果があがるような、そして本當にみんなから喜ばれるような、そういう国際貢献ができるような道を開いていくために、今後十分検討させていただきたいと思ひます。その充実に向けて努力をしていきたいというふうに思ひます。

を十全に活用できないといううらみがあるんじゃないかと私は心配をいたしておるわけでごさいます。また、ルワンダに對しまして、このたび自衛隊が参りましたけれども、そのときに輸送いたしましたのはロシアのアントノフ、ギャラクシーも検討されましたがアントノフということになりました。そういう実績を見ておりました、この法案がいずれ成立すると思ひますし、これから国際平和協力業務が拡充されていくと思ひますが、この際、政府専用機の三号機の整備あるいは長距離輸送能力の向上をぜひ行つていただきたい、自衛隊のこの面における能力の充実を図る必要があるのではないかと、かように考えるわけでごさいます。長官、お答え願ひます。

常に大きな安心感と現政権への信頼感をもたらしたと確信をしておるところでごさいます。この際、自衛隊法一部改正案の審議に当たりまして、きょうは実は採決が行われますが、間もなく附帯決議が行われます。この附帯決議の中に、在外邦人等の輸送は緊急事態に際して行われるものであるから、種々の対応は可及的速やかに、かつ適切に行ふことというふうな附帯決議も用意されておるのをごさいます。そういう観点から、今後、政府の危機管理体制の充実が必要ではないかと、かように考えるので、この点について具体的な方策をお考えになつておられれば、この際、御披露願ひたいと思ひます。

○近藤委員 山崎拓君。○山崎(拓)委員 ラストバッターでございませうが、村山総理並びに玉沢防衛庁長官に二、三御質問させていただきます。

○玉沢国務大臣 御指摘のように、政府専用機をもう一機必要とするかどうか、こういう点でございませうが、一般論として申し上げれば、運航体制に万全を期すという観点からは、もう一機あつて三機あつた方が適切である、こう考えますが、いづれにせよ、これは今後の対応を見ながら慎重に検討をしてまいらなければならないと思ひます。

○河野国務大臣 ちよつと私から先に御答弁をさせていただきます。附帯決議その他で、この法律が成立の暁には、迅速、果敢に運用をする必要があるだろうという趣旨のことを言つていただいたことは大変ありがたいことだと思ひます。

○小沢(鋭)委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○山崎(拓)委員 長官はお答えにならなかつた部分に、自衛隊機輸送能力の強化につきまして私お願いいたしました。これをぜひ真剣に御検討いただきたい、これをつけ加えておきます。

○山崎(拓)委員 副総理からお答えがございませう。

まず、玉沢長官、お答え願ひたいと存じますが、この法案は、邦人輸送を自衛隊機、政府専用機を中心とする自衛隊機で行おうとするものでございませうが、仮に自衛隊機を使う場合、政府専用機も自衛隊機でございませうけれども、政府専用機が間に合わなくて自衛隊機を使うといった場合に、現在のC130H等の輸送機の状態ではこれ

率直に申し上げまして、村山政権の発足に当たりまして国民各位が最も懸念いたしましたのは、当政権の危機管理能力であつたのではないかと、かように考えるわけでごさいます。安全保障に關しまして基本政策を従来の社会党と我が党とは異にいたしました。仲を取り持つ新党さきがけがございませうけれども、この連立政権で果たして危機管理能力を十分発揮できるかどうか、そういう懸念がございませうが、村山総理の果敢なイニシアチブによりまして、自衛隊合憲、安保堅持路線に転換をいただいた。大多數の国民に非

危機管理の問題は、御指摘のとおり極めて重要な問題だと思ひます。御指摘のように、社会党と新党さきがけ、そして我が党の連立によりまして政権でございませうけれども、この四月、十分な意思疎通を図りまして、意思疎通がないために問題が起るというようなことは一度も当然ございませう。また、内閣、官邸を中心としたしまして、危機管理体制にも十分これから具体的に対応していくという総理からの指示もございませう。

たので、この点にしましては総理にお答えは特に求めませんが、情報収集能力の強化、それからそれを処理する際の省庁間の連絡並びに調整が円滑かつ迅速に行われるように、危機管理体制の整備について十分に御配慮を願いたい、御検討願いたいと考えております。

これは総理にお答え願いたいのでございますが、シビリアンコントロールの問題でござい

先ほど海江田委員から観艦式並びに観閲式について御指摘がございましたが、観艦式における総理のお姿を拝見しております、大変立派であつたと考えておるわけでございます。昨年の観閲式を思い出しますと、時の総理大臣は実は背広姿で、そしていゆる軍縮を中心に据えたスピーチをなさつたわけでございます。シビリアンコントロールというものは、これは軍事に対する政治の優先という訳し方もあるわけでございまして、いわゆる二十三日自衛隊員が、最高指揮官である内閣総理大臣並びにそれを補佐する防衛庁長官に対して、十分な敬意と信頼を持つということが必要なのであります。昨年の、当時の総理の振る舞いは自衛隊に對しまして非常に失望と不信を与えた、私はかように承知をいたしておりますのでござい

ます。三十日にはぜひ村山総理に御出席をいただいて、そして総理の豊富な政治経験、人生経験に基づき感銘深い演説をぜひお願いをいたしたい。そして、自衛隊員の最高指揮官に対する敬意を、これは私は確信いたしておりますけれども、これを取りつけるようにぜひお願いをいたしたいと考える次第でござい

ます。士氣のない自衛隊、これは石ころの集団なんです。士氣の高い集団はダイヤモンドの集団だ。これは四兆七千億の防衛庁の予算がござい

ますが、その半分近くが人件費なんです。そういう状況の中で、彼ら一人一人が士氣を持つ持たないか、専守防衛の体制の中で侵略抑止力として彼らが機能してまいりますためには、どうしても士氣が必要だ。二十三日自衛隊員が、内閣総理大臣

最高指揮官の姿をいつも見ているということにぜひ御自覚をいただきたい。さつきちよつと、榮譽札のときに幾らかおうれしたのじやないかとかというような御質問があつておつたが、ひとつ堂々とやつていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。一言お願いします。

○村山内閣総理大臣 委員御指摘のように、シビリアンコントロールの前提としては、やはり自衛官の政治に対する信頼、とりわけ内閣に対する信頼が前提になければ、私は、シビリアンコントロールは守れないものだというふうに思っております。

今お話しございましたけれども、今の自衛隊が、平和憲法の理念というものをしっかりと踏まえて、専守防衛に徹するという役割というものを十分自覚をした上で、整然と秩序ある行動をとられておる。その姿を見て、私は心から感服もしたわけでありまして、三十日にはぜひ自衛隊員の士氣を鼓舞する意味でも、三十日にはぜひ自衛隊員を代表して、そしてそれなりに私の見解を述べな、そういう状況をつくるために、私にできることは最大限の努力をしてみたいというふうに考えているところでござい

ます。○山崎(拓)委員 終わります。○近藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○近藤委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。古屋実吉君。

○古屋実吉君 私は、日本共産党を代表して、自衛隊法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

本法案は、地震などの自然災害及び騒乱、内乱、内戦、クーデターや国際間の武力紛争を含む紛争などの緊急事態にある外国のすべての地域に、邦人輸送の任務で自衛隊機 すなわち自衛隊

航空輸送部隊が出勤できるようにするものです。PKO法に続いて、今度は、緊急時の在外邦人救出の名目で、閣議決定も国会承認もなしに、海外の紛争地域にも自衛隊機を出勤させようというものであります。自衛隊の海外出勤を禁じた憲法の平和条項をじゅうりんするものであり、断じて容認できません。

いわゆる緊急時に政府がなすべきは、邦人の安全最優先の外交努力であり、輸送が必要な場合には民間機で対応すべきです。自衛隊機による輸送は、かえって邦人を危険にさらすものであります。政府は安全確保が前提だと強調しますが、防衛庁長官は、完全に安全であれば民間機で対応でき、ぎりぎりいっぱいの安全のときに自衛隊機を使うと答弁しました。結局、相手国政府に任しておけない、民間機も送れない危険なときに、自衛隊機を派遣することになるのであります。

しかも、自衛隊は国際法上軍隊であり、政府専用機も含め自衛隊機は軍用機であります。軍用機を紛争地域に出勤させれば、紛争状態である当事国の許可を得ていても、他の紛争当事国や内戦の当事者等の攻撃を受けない保証はないではありませんか。

さらに、派遣自衛隊機は、法律上、自衛隊法第九十五条の適用を受けます。政府は昨年十一月、自衛隊機派遣に關し、戦闘機の護衛や武器使用はしないなどの運用方針を閣議決定していますが、このこと自体が、法の運用によって、紛争地域に派遣された自衛隊機が紛争に巻き込まれ、その自衛隊機の防護のための武器の使用に及ぶ危険性を裏付けておるのであります。

また、原則政府専用機を使用するとしながら、それが困難なときは自衛隊輸送機の使用を明記しております。防衛庁長官が答弁したように、本法案は宮沢内閣・自民党の案と全く趣旨は同じであります。この宮沢内閣の法案に、昨年社会党は、海外派兵の実質を備え、憲法に抵触するとして反対しました。ところが今、違憲と断じたものと本

質的に同じ内容の法案を社会党首班の内閣が推進しているのではありません。まさに国民を欺瞞するものであり、断じて許されません。以上で、反対討論を終わります。

○近藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○近藤委員長 これより採決に入ります。第二百二十八回国会、内閣提出、自衛隊法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○近藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○近藤委員長 ただいま議決いたしました法律案に對し、大野功統君外四名から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。赤松正雄君。

○赤松(正)委員 ただいま議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案に對し附帯決議を付すべしとの動議につきまして、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び民主新党クラブの各会派を代表いたしまして、その趣旨の説明を行うのでありますが、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行に当たっては、次の点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

在外邦人等の輸送は、緊急事態に際して行うものであることから、当該輸送の実施に係る種々の対応は、可及的速やかかつ適切に行うこと。以上のとおりであります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○近藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

大野功統君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立多数。よって、本法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、玉沢防衛庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。玉沢防衛庁長官。

○玉沢国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○近藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○近藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

平成六年十一月十一日印刷

平成六年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

O